

委任状の記入見本(任意団体様)

住所・氏名は
黒のボールペンまたはゴム印(黒インク)をお願いいたします。
印鑑は実印を押さないでください。
印鑑証明は不要です。
捨印はなるべく捺印をお願いいたします。

代表者様お名前の認印2箇所



捨印

〇〇総合通信局長 殿

申請人 住 所
氏 氏 名
代表者氏名

大阪府南河内郡太子町春日98-362
太子町春日自治会
会長 東出賀晴



シャチハタ印は無効です。

**新規開設のときは
存在を証明する書類(定款・会則など)の写しが必要です。**

無線局免許申請について

- *無線機を使用するには免許申請が必要です。
- *免許を受けずに使用した場合は、電波法違反となります。
- *免許申請は定められた様式の無線局免許申請書を弊社にて作成し、総務省総合通信局(旧電気通信監理局)へ提出いたします。
提出後、書類審査の上免許されます。(免許状は郵送にて、お届けいたします。)
- *増設・機種変更・廃止・住所変更・合併による承継等もその都度申請・届出が必要です。

電波利用料(税)

- *免許を受けると、電波利用料のお支払が必要です。
- *総務省総合通信局より振込用紙が免許人へ郵送されます。(初回は免許日から1ヶ月以内)
- *電波利用料は違法電波監視などの目的に使用されます。

免許の有効期限

免許日より5年間です。

免許の更新(再免許)

- *更新は免許有効期限の6ヶ月前から3ヶ月までの間に行う必要があります。
- *弊社ではの免許有効期限をデータベース化しておりますので、
7ヶ月前には更新のご案内をさせていただきます。